

国立駿河療養所採用案内

組織について

国立ハンセン病療養所は厚生労働省の施設等機関です。

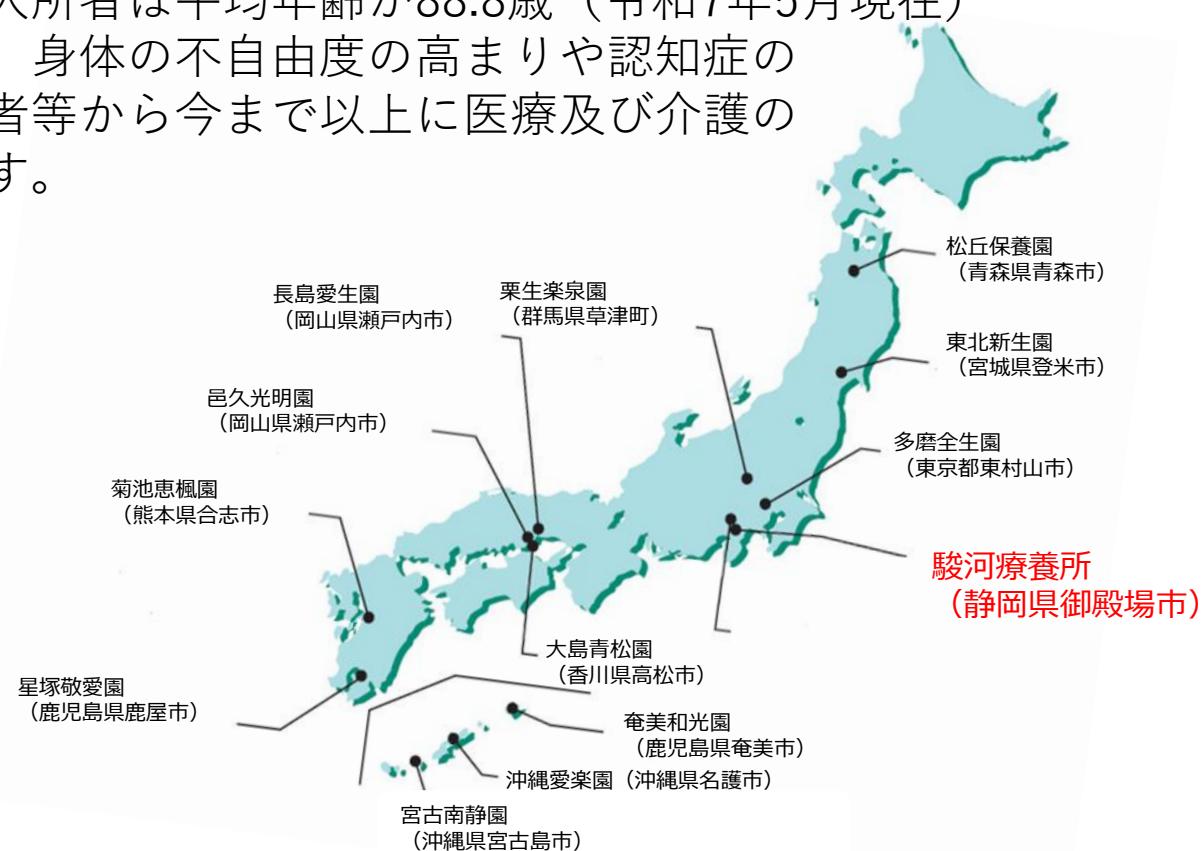
厚生労働省

2023年4月1日時点



国立ハンセン病療養所の現状

- ・国立ハンセン病療養所には、「ハンセン病」元患者の方が入所しています。北は青森から南は沖縄県宮古島まで全国に13施設あり、「入所者の方が安心して豊かな生活ができるように」医師、看護師、介護員等多職種が連携し、それぞれの地域に根ざした療養環境を提供しています。
- ・ハンセン病療養所の入所者は平均年齢が88.8歳（令和7年5月現在）と高齢化が進んでおり、身体の不自由度の高まりや認知症の進行などもあり、入所者等から今まで以上に医療及び介護の充実が求められています。

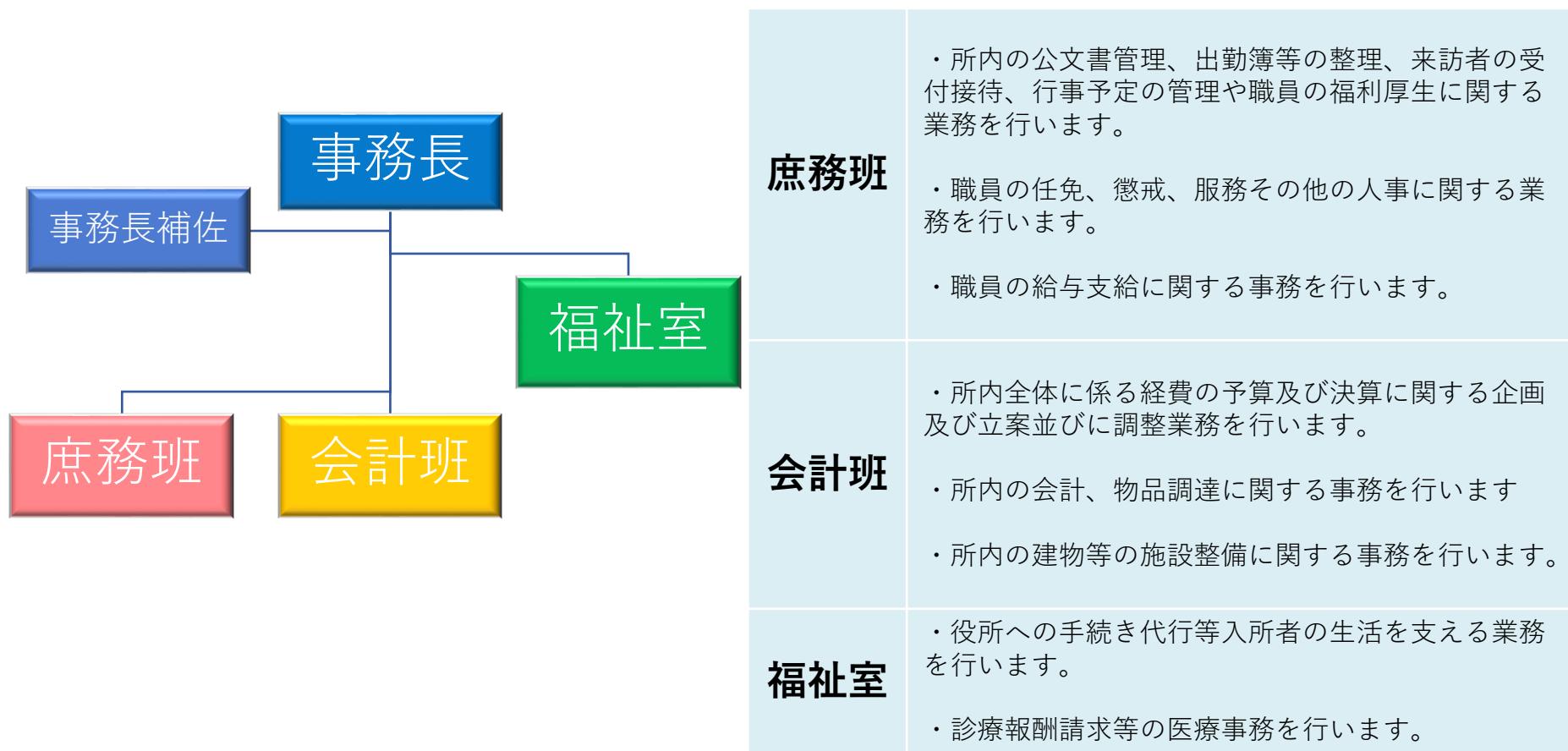


そもそもハンセン病とは？

- ・ハンセン病は「らい菌」に感染することで起こる病気で、以前は「らい病」と呼ばっていました。感染すると手足の末梢神経が麻痺し、汗が出なくなったり、熱や痛みを感じなくなります。しかし、現在では治療法が確立され、早期発見と適切な治療により後遺症を残すことなく治すことができます。公衆衛生や栄養状態が良くなつた日本人の新規患者数は年間0人～数名程度です。
- ・しかし治療法が確立されていない時代、特に1900年代になると、病気の進行に伴い、顔や手足などの目立つところが変形したりすることから、ハンセン病はコレラやペストと同じような恐ろしい伝染病と考えられるようになっていました。
- ・国は「らい予防法」を制定し、すべてのハンセン病患者を全国の国立ハンセン病療養所に強制収容する政策をとりました。有効な治療法が1940年代に確立されたにもかかわらず、隔離政策は続けられ、1996年（平成8年）にらい予防法が廃止されるまで、入所者は自由に退所することができなかったのです。
- ・その後、裁判等を経て2008年（平成20年）にハンセン病問題の解決の促進に関する法律が制定され、現在はこの法律を根拠に、入所者の在園を保障し生活に必要な医療・療養サービスの提供を行っています。

国立駿河療養所を支える事務部門

- ・国立駿河療養所は、「入所者の尊厳を重んじ安心して療養生活のできる環境の提供に努めます。」を施設理念として、医療・看護・介護を行っています。
- ・当所の事務部門はこの施設理念を実現するために、施設設備の充実や職員が働くうえでの快適な環境づくりなどを通じて、所内運営が円滑に進むよう、所長を助け、まさに「縁の下の力持ち」的な立場で活躍しています。



国立駿河療養所採用後のキャリアパス

駿河療養所に採用後、東海北陸グループ内の国立病院機構(NHO)への異動を予定しており、行政職、事務職として様々な経験を積んでいきます。キャリアパスは国立病院機構と同様になります。

国立
駿河
療養所

NHO 係員
(20歳代)

→様々な業務を経験し知識・ノウハウを蓄えるキャリアアップのための準備期間

年収:約425万円

NHO 係長級
(30歳代)

→各業務の責任者として、飛躍を目指す次世代のリーダー

年収:約550万円

NHO 班長級
(40歳代)

→培った専門知識を活かして、組織をコーディネイト

年収:約750万円

NHO

室長・課長級
(40~50歳代)

→各課の統括者として病院経営を展開

年収:約850万円

NHO

事務部長級
(50歳代)

→病院経営のトップマネジメントを実践

年収:約1,000万円

勤務経験

※これは一例です。それぞれのキャリアパスは本人の勤務成績、適性、希望等により異なります。

国立病院機構への異動先例



静岡県

- ・静岡てんかん・神経医療センター
- ・静岡医療センター
- ・天竜病院

静岡県以外にも愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県にある国立病院機構のほか、本省(厚生労働省)や国立病院機構本部(東京都目黒区)への異動もあります。

待遇・待遇例（令和7年4月1日現在）

給与等

基本給		大学卒 220,000円～ 高卒 188,000円～ ※経験年数により加算される場合があります。
諸手当	地域手当	基本給と扶養手当の5%が支給されます。
	住居手当	借家の場合最高28,000円／月支給
	通勤手当	実態に応じて最高150,000円／月支給
	扶養手当	配偶者1人につき3,000円 父母等1人につき6,500円 子1人につき11,500円
	期末・勤勉手当	賞与（年2回 6月及び12月支給） 令和6年度実績4.6月分
	その他	超過勤務手当、宿日直手当 等
退職手当		勤務年数に応じ一定割合を乗じた額を支給

昇給

年1回（1月1日）

福利厚生

育児・介護等を支える制度が充実しています！

出産する場合

産前産後休暇

産前6週間、産後8週間を経過するまでの期間、休暇を取得できます。

小学校就学前の子どもを養育する場合

育児時間

1日の勤務時間の一部(2時間まで)を勤務しないことが認められます。

小学校就学前の子どもを養育、放課後児童クラブに通う小学校の子どもを出迎え、又は父母などを介護する場合

早出遅出勤務

始業、就業時間を繰り上げ又は繰り下げて勤務することが認められます。

配偶者、父母、子、配偶者の父母などの介護など必要な世話をする場合

短期介護休暇

年5日まで(対象となる要介護者が2人以上の場合年10日)、1時間単位で休暇の取得ができます。

3才未満の子どもを養育する場合

育児休業

配偶者の就労状況にかかわらず、子どもの養育のために休業することができます。

小学校就学前の子どもを看病する場合

子の看護のための休暇

年5日まで(対象となる子が2人以上の場合は年10日)の範囲内で1時間単位で休暇を取得できます。

配偶者、父母、子、配偶者の父母などを介護する場合

介護休暇

6ヶ月の期間内で必要と認められる期間、休暇を取得できます。

妻が出産する際、その出産や入退院の付き添い、出生の届出のために必要な場合

男性職員の配偶者出産休暇

妻の入院日～出産後2週間までの間に、2日まで休暇を取得できます。

小学校就学前の子どもを養育する場合

育児短時間勤務

勤務時間を1日3時間55分(週19時間35分)など、通常(1日7時間45分)よりも短い時間に短縮することができます。

3歳未満の子どもを養育する場合

超過勤務の免除

3歳に満たない子の療育のために、申請をした上で超過勤務が免除されます。

小学校就学前の子どもを養育、又は父母などを介護する場合

深夜勤務・超過勤務制限

超過勤務が、月24時間・年150時間以内に制限されます。

妻が出産する際、当該出産に係る子や小学校就学前の上の子を養育するために必要な場合

男性職員の育児参加休暇

出産日後8週間を経過する日までの間に、5日まで休暇を取得できます。

先輩職員の日々

会計班 会計係

使命は、会計事務の適性化を進めることです。

税金で運営される療養所の会計事務に不適切な処理があってはなりません。

より適切で透明性・公正性のある会計事務を目指して、勉強と工夫の日々です！！

●ある一日のスケジュール

8:30

12:00

13:00

15:00

16:00

17:15

会計書類の作成をし
誤りや疑問点がないか、
一件一件見ていきます

書類作成のつづき...と思ってい
たら、他園から質問が届きました
最優先で調べて対応します！！
上司にも相談＆報告です

来週、出張予定がある
ので、事前準備を少し

まずはメール
チェックと今日
の業務の確認で
す

お弁当を食べて、
ホッとひと息つきます～

質問も無事に解決した
で書類作成に戻ります

翌日の業務を確認
して、定時退庁で
す！

仕事の後や週末は、家族と楽しく過ごします。

年次休暇もしっかりとれてオンとオフのバランスがとりやすい職場です。

Q&A

Q

転勤はありますか。

A

採用後概ね2～3年程度で国立病院機構との人事交流が始まり、東海北陸圏内の転居を伴う異動（転勤）もあります。なお、広域の異動に伴い単身赴任となった場合は、単身赴任手当が支給されます。

Q

採用にあたって専門知識は必要ですか。

A

特別な専門知識は、採用時には必要ありません。厚生労働行政は国民生活に密着し、新聞などで話題が取り上げられない日はないと言ってもいいくらいですから、日頃から幅広く関心を持って欲しいと思います。

Q

採用後の社会保険はどのようになるのですか。

A

厚生労働省第二共済組合に加入することとなります。厚生労働省第二共済組合では、病気や怪我でかかった医療費の負担や、お子さんが生まれたときの出産費の支給、育児休業を取得した場合は育児休業手当金の支給などを行っています。そのほか、人間ドックなどの健康の保持・増進のための事業や、住宅資金等の貸付などの事業を利用することができます。

Q

休暇制度について教えてください。

A

年次有給休暇は、4月採用の場合12月までの間に、15日間の取得が可能です。翌年からは、毎年1月に20日間の有給休暇が付与されます。年内に使用しなかった分は、20日を限度に翌年に繰り越され、最大年間40日の使用が可能です。またその他にも3日間の夏期休暇や、忌引休暇等の特別休暇があります。

Q&A

Q

勤務日及び勤務時間について教えてください。

A

勤務日は原則月曜日から金曜日で、土日祝日と年末年始（12月29日～1月3日）は休日となります。勤務時間は8時30分から17時15分の1日7時間45分勤務です。また、通常の勤務時間とは別に宿直勤務及び日直勤務があります。

Q

宿直勤務・日直勤務は何を行うのですか。また頻度はどれくらいですか。

A

国立駿河療養所では、管理当直と福祉当直の2種類があり、配属によりどちらを行うかが決定されます。管理当直は主に、災害や設備の故障等が生じた場合、職員や業者等への連絡や調整業務等を行います。福祉当直は主に、入所者への宅配便・荷物の配布、新聞配達、放送業務等を行います。宿日直勤務の頻度は月3回～4回程度です。1回あたり管理当直4,400円 福祉当直6,100円の手当が支給されます。

Q

入所者や患者さんと接することありますか。

A

福祉室に配属された場合は入所者と接することが多くなりますが、会計班・庶務班ではあまり接することはありません。他職種の職員とコミュニケーションをとって仕事をすすめることが多くなります。ですが、カラオケ祭りや夏祭り等の療養所全体の行事を入所者や職員全員と協力して実施することもありますので、いろいろな年代の方とスムーズにコミュニケーションがとれる方が望ましいと思います。

皆様の入省を心よりお待ちしています！

国立駿河療養所ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/hansen/suruga/

ひと、くらし、みらいのために

国立駿河療養所 (Tel) 0550-87-1711

